

令和7年度



損保ジャパン

レッカー賠償責任補償制度のご案内



<適用約款>

賠償責任保険普通保険約款
賠償責任保険追加条項
請負業者特約条項
生産物特約条項
自動車管理者特約条項

契約者

全国車載車・レッカー事業協同組合

被保険者

- ①全国車載車・レッカー事業協同組合の組合員（＝記名被保険者）
 - ②記名被保険者の役員・使用人
 - ③記名被保険者の下請負人（自動車管理者特約条項を除きます。）
 - ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人（自動車管理者特約条項を除きます。）
- ※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

保険期間

新規加入 … 令和7年8月1日 午後4時から令和8年8月1日 午後4時まで
中途加入 … 毎月1日午後4時から 令和8年8月1日 午後4時まで

募集締切日

新規加入、満期継続 … 令和7年7月22日（火）
中途加入 … 保険責任開始日の前月20日

取扱代理店
（加入書類提出先）

CSネットワーク 株式会社
〒260-0021 千葉県千葉市中央区新宿1-5-9
TEL 043-246-0290

保険料振込先

みずほ銀行 築地支店 普通 2779887
全国車載車・レッカー事業協同組合

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

●7月22日（火）を過ぎた場合でも、中途加入できます。毎月20日までに申し込みいただきますと、翌月1日から補償されます。
●加入書類を募集締切日までに受付した場合でも、保険料の入金確認が締切日を過ぎた場合は、翌々月1日からの補償となります。
<注>この保険契約は、全国車載車・レッカー事業協同組合を契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

全国車載車・レッカー事業協同組合

レッカー賠償責任補償制度とは

1. レッカー事業者の皆さまが必要とされる賠償責任を補償します

全国車載車・レッカー事業協同組合にご加入されている企業の皆さまを被保険者とし、被保険者がレッカー作業に伴い生じた損害に対して負担する法律上の賠償責任および、被害にあわれた方へのお見舞金などについて補償する総合的な賠償責任保険です。

2. 年間を通じて補償します

レッカーなどの保有1台ごとに保険料を計算し、1年間包括的に補償しますので、保険手配がもれる心配がありません。

※保有台数とは：各企業が所有・使用・管理するレッカーなどの台数を指します。

3. 搬送区間を問いません

日本国内各地の、すべての搬送を包括してお引受けします。

4. 実損害にもとづいてお支払いします

万が一事故が起こった場合には、支払い限度額を限度として、実際の損害額から自己負担額を控除した額をお支払いします。

5. 令和2年度より高額車両の牽引事故などに備え、支払限度額を拡大したプランをご用意いたしました

高額車両の牽引業務を請け負う企業の皆さまからのご要望にお応えし、お支払い限度額を引き上げたプランをご用意いたしました。詳細は次ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険における基本賠償補償

偶然な事故によって他人の生命・身体を害したり、または他人の財物に損害を与えたために、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（賠償金、訴訟費用等）に対して保険金をお支払いします。

補償区分	補償内容	お支払いする主な事故事例
施設・業務遂行リスク	被保険者が ①レッカー作業中の事故 ②レッカー作業を行うために所有、使用または管理する施設の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故 により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	①車両の積み込み・積下ろし作業中に、レッカー・キャリアカーなどが横転し、車両および第三者に被害を与えた。 ②レッカー・キャリアカーなどに車両を積んでいる際に誤って車両が落下し、後続車に損害を与えた。
受託物リスク	被保険者が受託した自動車の損壊（滅失、損傷、汚損）、盗取・詐取、紛失につき、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	①レッカー・キャリアカーなどに車両を積んでいる際に、車両の固定がゆるく、車両を傷つけてしまった。 ②車両を施設内にて保管している際に盗難にあった。
生産物・完成作業リスク	①被保険者が製造・販売した生産物の欠陥 ②被保険者の仕事の結果 に起因して発生した事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	レッカー作業の一環としてタイヤの緊急修理を行ったものの、整備不良でタイヤが外れ車両および第三者に被害を与えた。

お支払いする主な保険金

●法律上の損害賠償金

＜身体賠償事故の場合＞ 治療費、医療費、慰謝料 など

＜財物賠償事故の場合＞ 修理費、再調達費用 など

(注)ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

●被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用 など

●訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

【損害賠償請求ベースでの保険金支払い】

生産物・完成作業リスクについては、対象物に対して仕事・作業をした日にかかわらず、この制度に最初に加入した日（一度本保険から脱退した場合は、再度加入した日）以降に発生した事故について保険期間中に加入者が損害賠償請求を提起されたもののみが保険金支払いの対象となります。（施設・業務遂行リスクおよび受託物リスクについては、事故発生日ベースです。）

【被害者対応費用補償】

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

支払限度額			
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	1万円
	対物臨時費用	-	1万円
保険期間中		50万円	

【事故対応特別費用補償】

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など）を補償します。

支払限度額	保険期間中1,000万円
-------	--------------

補償内容・保険料

補償内容		ベーシックプラン		高額補償プラン	
		保険金額	自己負担額	保険金額	自己負担額
施設・業務遂行リスク (請負業者特約)	身体・財物共通 1名・1事故	5億円	3万円	5億円	3万円
生産物・完成作業リスク (生産物特約)	身体・財物共通 1名・1事故・期間中	5億円	3万円	5億円	3万円
受託物リスク (自動車管理者特約)	財物 1事故・期間中	1,000万円	5万円	2,000万円	5万円
保険料		ベーシックプラン		高額補償プラン	
レッカー・キャリアカーなど 1台あたり年間保険料		40,000円		73,000円	

＜保険期間：1年間＞

※各プランは加入者様ごとに選択いただけます。車両ごとにプランを変更することはできませんので、ご了承ください。

【重要事項】保険金お支払いに際しての留意点

当賠償責任保険では保険金をお支払いする条件として被保険者に以下のことを義務付けております。

①レッカー作業を行うにあたり、車両を所有・使用・管理する方より書面により委託を受けること。

※書面については損保ジャパン所定の書類か、所定要項に準じた書類に限るものとします。

(ただし、車両の所有者がおケガ等により緊急搬送された等の事由により書面による委託が困難な場合を除きます。)

②レッカー作業を行う前に、車両の損害状況等を具体的に記した書類もしくは画像の取り付けを行い、損保ジャパンの求めに応じて提出を行うこと。

【重要事項】ご契約に際しての留意点

当賠償責任保険では保険料の算出に際してレッカー・キャリアカー等の保有台数にて保険料を決定させていただいております。よってご契約時に以下のことをご確認させていただきます。

①レッカー・キャリアカー等の台数 ②各車両の登録番号 ③車両の車体番号

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など

【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2）
（注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
（注2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

自動車管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、駐車場・整備工場等が、顧客から預かった自動車に損害を与え、自動車の損傷に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 保険金を支払う損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託自動車の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など 【特約条項の免責事由(自動車管理者特約条項の場合)】 ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ②盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。) ③被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ④自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑥修理(点検および整備を含みます。)、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。 ⑦次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ア. 自動車が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たない者によって運転されている間 イ. 自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間 ⑧自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任 ⑨屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任 ⑩エンジンの修理、点検または整備した場合において発生したエンジンの焼付けに起因する賠償責任 ⑪板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任 ⑫板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任 など

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険期間中の中途でのお申し込みは、随時受付をしております。
ご契約は毎月1日契約となるため、実際にはお申し込みいただいた日の翌月1日のご加入となります。なお、申込締切は毎月20日としますので20日を過ぎた分は翌々月1日からの契約となります。
保険料等に関して詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

●当保険契約は全国車載車・レッカー事業協同組合の会員企業にかぎりご契約いただける保険となっております。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①保険期間が1年以内のご契約 | ④保険金請求権等が担保として |
| ②営業または事業のためのご契約 | 第三者に譲渡されたご契約 |
| ③法人または社団・財団等が締結したご契約 | |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからのご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

千葉支店 千葉中央支社 担当：山崎

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港8-4損保ジャパン千葉ビル7階

TEL 043-243-3098 : FAX 043-243-3075

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

取扱代理店

CSネットワーク 株式会社 担当：梅津 隼人（ウメツ ハヤト）

〒260-0021 千葉県千葉市中央区新宿1-5-9

TEL 043-246-0290 : FAX 043-246-7925

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）